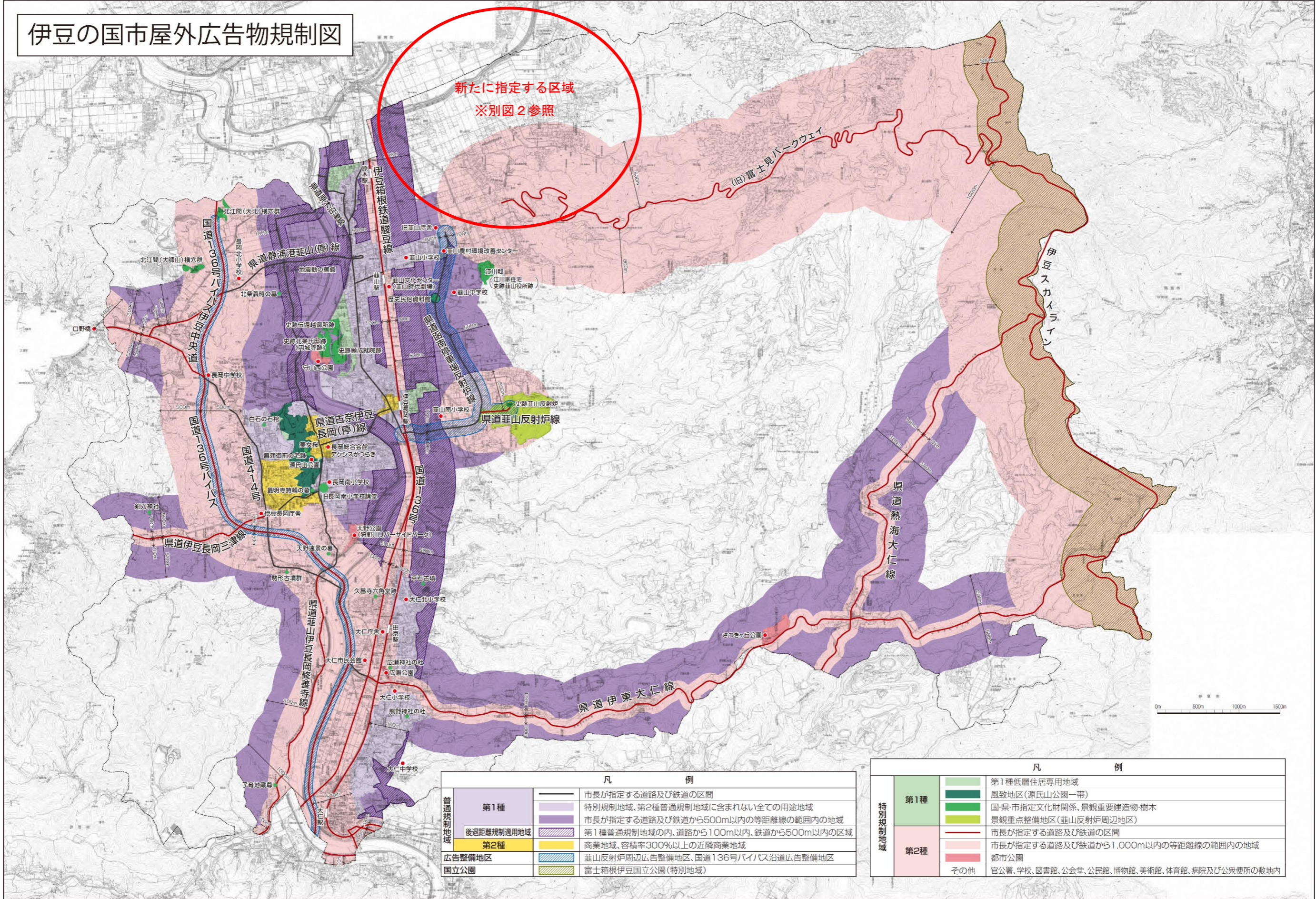


伊豆の国市屋外広告物規制図



新たに指定する区域  
※別図2参照

凡 例	
普通規制地域	市長が指定する道路及び鉄道の区間
第1種	特別規制地域、第2種普通規制地域に含まれない全ての用途地域
後退距離規制適用地域	市長が指定する道路及び鉄道から500m以内の等距離線の範囲内の地域
第2種	第1種普通規制地域の内、道路から100m以内、鉄道から500m以内の区域
広告整備地区	商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域
国立公園	富士箱根伊豆国立公園(特別地域)

凡 例		
特別規制地域	第1種	第1種低層住居専用地域 風致地区(源氏山公園一帯) 国・県・市指定文化財関係、景観重要建造物・樹木 景観重点整備地区(富士山反射炉周辺地区)
	第2種	市長が指定する道路及び鉄道の区間 市長が指定する道路及び鉄道から1,000m以内の等距離線の範囲内の地域 都市公園 その他 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内